

## 佐賀県「現場環境改善費試行要領」

### 1 目的

将来にわたり、社会資本の整備を安定的継続していくためには、建設産業において、若手技術者、女性技術者等担い手の確保、育成が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、佐賀県では、『佐賀県「現場環境改善費試行要領」』（以下要領。）を定め、現場環境の改善を図ることとする。

### 2 試行対象工事

対象工事は、原則、県土整備部及び地域交流部が発注する工事とする。ただし以下工事については、本要領の対象外とする。

- 1) 営繕工事
- 2) 維持管理工事で実施が困難な工事
- 3) 効果が期待できないと判断される工事
- 4) その他発注者が現場環境改善の実施が困難と判断される工事

なお、試行対象工事は、特記仕様書に現場環境改善費試行工事であることを明示する。

### 3 実施内容

#### (1) 受注者による現場環境改善実施の判断

受注者は、現場環境改善項目の実施を希望する場合、工事打合せ簿にて報告することとする。

#### (2) 実施内容の決定

現場環境改善を実施する場合、受注者は、佐賀県が使用する「土木工事標準積算基準書」に掲載されている「土木請負工事における現場環境改善費の積算」の別表－1の内容のうち、計上費目毎に1内容ずつ（ただし、いずれか1計上費目のみ2内容）の合計5つの内容を選定することを基本とするが、現場の状況に応じ計上費目を1減じ、3計上費目毎に1又は2内容の合計5つの内容選定でも可能とする。

なお、選定した実施内容は、施工計画書に記載することとする。

#### (3) 実施報告

受注者は、現場環境改善の実施について、監督員に資料の提示又は現地立会による確認を受けたのち、検査資料に添付する。

#### (4) 変更協議

施工計画書に記載した実施内容について、実施が困難となった場合は、「(2) 実施内容の決定」に基づき実施内容を変更することができる。

なお、実施内容を変更する場合は、工事打合せ簿で監督員の承認を得ることとする。

#### (5) 費用の計上

「(3) 実施報告」により全ての実施項目の履行が確認できた場合には、設計変更にて経費の計上を行う。

なお、本要領に基づき実施した内容については、成績評定の加点対象とはしない。

#### (6) 現場環境改善の中止

現場状況の変化等により「(2) 実施内容の決定」に基づき実施内容を選定できない場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。

なお、現場環境改善の不実施を理由とした成績評定の減点は行わない。

### 4 積算の方法

現場環境改善費の積算については、佐賀県が使用する「土木工事標準積算基準書」に掲載されている「土木請負工事における現場環境改善費の積算」に基づき行う。

### 5 その他

受注者は、工事完了後、県において、現場環境改善に係る追跡調査等を実施する際は、調査に協力を行うこと。

### 6 適用

本要領は平成30年10月30日以降に公告する工事に適用する。ただし、既に公告、発注されている工事であっても受注業者から申し出があったものについては、本要領の基づき変更で対応することができるものとする。